

最終更新日：2008年1月18日

株式会社アバールデータ

代表取締役社長 嶋村 清
 問合せ先：管理本部 部長 大関 拓夫
 証券コード：6918
<http://www.avaldata.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、企業倫理の重要性を認識し、経営の健全性の向上を図ることを目的として、より一層の株主価値を重視したコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。また積極的な情報開示を行い、経営の透明性、公平性を高めてまいります。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

当社は、監査役制度を採用しております。監査役4名のうち2名は社外監査役であります。

取締役会は、原則月1回定期的に開催し、会社の重要事項などについて、経営の基本方針に基づき、法令及び定款に違反なきよう慎重に審議しております。また取締役会は、7名で構成されており、少人数による迅速な意思決定と取締役会の活性化を目指すとともに、常勤、非常勤を問わず監査役も取締役会に出席し、適宜意見の表明を行い、職責の異なる取締役と監査役は、それぞれの視点から経営のチェックを行っております。今後とも監査役制度採用会社として、取締役の業務執行について、監督を徹底できるように務めてまいります。

当社のリスク管理体制の整備状況は中期経営計画及び年度経営計画にて、現在における事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針と施策を立案しております。また、一方、今後における厳しい事業環境を踏まえて、コンテンジェンシープランを同時に策定し、急激な事業環境の変化が予想される場合には、これを実施できる態勢にて経営に臨んでおります。

近年の経営環境の厳しさから、当社を取り巻くリスク要因も増大しており、経営リスク等を個別にリストアップし、組織的なリスクマネジメントを強化してまいります。また各組織が、法令の遵守やリスク回避等に努め、その状況を定期的に検証するなど、企業におけるコンプライアンスやリスク管理について体系的に取り組む仕組みを整備してまいります。

また監査法人より、通常の会計監査のほかコーポレート・ガバナンスの充実などについても、適宜、アドバイスを受けております。

そして顧問契約を締結している弁護士より、コンプライアンス等に関して適宜アドバイスを受けております。

また経営の透明性を高めるべく、必要な会社情報の提供につきましては、ホームページ等を通じて公正な適時開示に努めております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

20%以上 30%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
ザ・エスエフピー・バリュー・リアライゼーション・マスター・ファンド・リミテッド	1,315,800	16.31
株式会社ニコン	1,293,400	16.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	356,400	4.41
御 船 滋	344,000	4.26
奥 村 龍 昭	237,000	2.93
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505025	187,000	2.31
ユービーエス エージー ロンドン アカウント アイピービー セグリゲイテッド ク ライアントアカウント	185,000	2.29
嶋 村 清	168,300	2.08
株式会社アクセル	160,000	1.98
奥 村 秀 樹	137,000	1.69

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック
決算期	3月
業種	電気機器
(連結) 従業員数	100人以上500人未満
(連結) 売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

当社は監査役設置会社であり現在の機関、組織にて健全な経営を維持、強化できるものと判断いたしております。取締役会は原則月1回定期的に開催し、常勤、非常勤を問わず監査役も取締役会に出席し、適宜意見表明を行い、職責の異なる取締役と監査役は、それぞれの視点から経営のチェックを行っており、取締役の業務執行について徹底した監督を行っております。以上の理由により現状の体制を採用しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況

当社監査役と監査法人は定期的に情報共有の場を持っており、監査方針や監査計画および期中に発生した問題点について情報交換を実施しております。また、半期毎に実施される監査報告会には、当社監査役も出席し、具体的な決算上の課題につき意見交換しております。

また、半期毎に実施している監査法人による棚卸し実査や子会社往査に監査役も立会い、情報交換を行なうと共に、会計監査人の業務遂行の適正性を確認しております。なお、内部監査部門も同様に棚卸し実施等に立会っており、会計監査人の業務遂行の適正性を確認し、監査役・会計監査人・内部監査部門の三者間は互いに連携を行いながら情報交換を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社監査役と内部監査部門は定期的に情報共有の場を持っており、内部監査方針や内部監査計画および期中に発生した問題点について情報交換を実施しております。また、通年に渡り実施される内部監査には、当社監査役も同席して、適宜に質問や意見・

見解を提供するなど、円滑な内部監査の実施に連携を図っております。

また、監査役は、内部監査部門における当社の内部統制システムの構築に向けての活動にも監査役の視点で参画し、内部統制の質の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
金子 健紀	公認会計士				○			○	○	
清水 壽幸	その他								○	○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
金子 健紀	平成10年6月当社監査役(現)、平成11年5月金子公認会計事務所 所長(現)	独立した公認会計士であり、当社との間に特別な利害関係はありません。
清水 壽幸	平成16年6月 株式会社ニコン 常勤監査役(現)、平成18年6月当社監査役(現)	監査体制の強化、充実を図るためであります。当社との間に特別な利害関係はありません。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

・当社の社外監査役は、定時及び臨時取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べており、また、他の重要な会議の議事録の閲覧や重要な決裁書類の閲覧、月次の財務書類の閲覧など、取締役の業務執行に対する客観的な監視機能の確保を図っております。

・金子健紀氏は、直前事業年度において開催した取締役会18回のうち15回出席、監査役会10回全てに出席し、公認会計士としての豊富な財務および会計に関する知見に基づき発言を行っております。

・清水壽幸氏は平成18年6月27日就任以降に開催された取締役会13回のうち10回に出席、監査役会7回全てに出席し、他社における常勤監査役としての豊富な経験、知見からの発言を行っております。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役 4 名に対し、総数 28,000 株を平成 15 年 7 月 16 日に付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役 4 名、当社の監査役 1 名、従業員のうち当社規定の管理職の地位を有する者 27 名、当社の顧問 1 名、合計 33 名が付与対象者及び人員となっております。なお、平成 19 年 9 月末における未行使株数は 6,000 株です。

【 取締役報酬関係 】

開示手段

有価証券報告書

開示状況

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

当期(平成 19 年 3 月期)における当社の取締役および監査役に対する役員報酬等は、次のとおりです。

社内取締役に対する報酬等 61,541 千円

社内監査役に対する報酬等 15,606 千円

社外監査役に対する報酬等 4,253 千円

なお、社外取締役はおりません。

記載した金額は、当期に費用計上した役員賞与引当金繰入額 20,444 千円(社内取締役 15,694 千円、社内監査役 3,610 円、社外監査役 1,140 千円)及び役員退職慰労引当金繰入額 2,490 千円(社内取締役 2,071 千円、社内監査役 365 千円、社外監査役 53 千円)が含まれております。なお、使用人兼務取締役の使用人としての給与及び賞与は含まれておりません。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

- ・当社は、社外取締役を選任しておりません。
- ・当社には、監査役(社外を含む)を補佐するスタッフはおりません。
- ・当社の社外監査役は、非常勤であり明確な職務分担は行なわず、常勤監査役を中心として監査の実効を上げる事としております。

- ・社外監査役へは、社外監査役が出席する取締役会の事前資料、常勤監査役が出席した他の重要な会議の議事録、重要な決裁書類、月次の財務書類などを月次で事前配付し、取締役会に先立って常勤監査役が配付資料について事前説明を行なっております。
- ・定期開催の監査役会においては、常勤監査役より社外監査役に日常監査の報告を行なうと共に、監査役相互の意見交換を行っております。
- ・また、常勤監査役の日常監査において発見した重要事項については、適時に社外監査役と連絡を取り、意見を求めています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(業務執行、監査、監督の方法)

取締役会は、原則月 1 回定期的に開催し、会社の重要事項などについて、経営の基本方針に基づき、法令及び定款に違反なきよう慎重に審議しております。また取締役会は、7 名で構成されており、少人数による迅速な意思決定と取締役会の活性化を目指すとともに、常勤、非常勤を問わず監査役も取締役会に出席し、適宜意見の表明を行い、職責の異なる取締役と監査役は、それぞれの視点から経営のチェックを行っております。今後とも監査役制度採用会社として、取締役の業務執行について、監督を徹底できるよう務めております。

監査役監査については、取締役会だけでなく、経営課題の検討にあたる経営会議、および各部の長からなるGM会の会社の業務執行に係わるすべての重要な会議には出席し、取締役の職務執行を十分に監督できる体制となっております。

(会計監査の状況)

会計監査については監査法人トーマツを選任しており同監査法人より適切な監査が実施されております。

当社は会社法に基づく会計監査人及び証券取引法に基づく会計監査人に監査法人トーマツを起用しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はなく、また、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。当社は同監査法人との間で、会社法監査と証券取引法監査について監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名については次のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名 所属する監査法人名

指定社員 業務執行社員 勝又三郎 監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員 平野 満 監査法人 トーマツ

監査業務に係わる補助者の構成は、次のとおりです。

監査業務に係わる補助者の構成 所属する監査法人名 人数

公認会計士 監査法人 トーマツ 1 名

会計士補等 監査法人 トーマツ 4 名

その他 監査法人 トーマツ 1 名

当期における当社の監査法人への監査報酬等は、次のとおりです。

公認会計士法第 2 条第 1 項に規定する業務に基づく報酬 13,200 千円

上記以外の業務に基づく報酬 2,125 千円

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の早期開催を目指しており、第47期定時株主総会は、平成18年6月27日に開催いたしました。また、第48期定時株主総会は、平成19年6月26日に開催させていただきました。

2. IRに関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
個人投資家向けに定期的説明会を開催	あり	会社説明会を開催するなど、積極的なIRを進めております。なお、具体的な活動状況といたしましては、一般個人向け決算説明会及び厚木事業所の工場見学会を平成19年11月に開催しております。
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	アナリスト・機関投資家向けの定期的な説明会は本決算開示後及び中間決算開示後に実施しております。具体的な活動状況といたしましては、平成19年11月に中間決算説明会を実施しております。
IR資料のホームページ掲載	なし	各四半期毎の業績報告及び中期経営計画を掲載。決算情報および決算情報以外でも適時開示を行った内容は全て掲載し、有価証券報告書及び半期報告書も掲載しております。また、IR情報として適時開示を行った内容につきましては投資家等に情報発信を行っております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重につ	企業の遵法性の観点より社会と調和した「良き企業市民」として社会から信頼を得られるように、「アバルグループ行動憲章・行動規範」を平成18年4月1日に制定し、これらの周知徹底に努めてお

いて規定	り、社内通報制度を活用し信頼される企業を目指しております。
環境保全活動、 C S R 活動等の実 施	環境マネジメントシステム ISO14001 に基づく環境保全活動を始め、地域のグリーンキャンペーンへの参加や、ユニセフ及び災害時の支援等々を実施しております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(内部統制システムの構築に関する基本方針)

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための行動規範を定める。
- (2)重要な意思決定を行う際は、多面的な検討を経て慎重に決定するために取締役を含む役員等で構成される経営会議を組織し審議する。
- (3)内部統制の実施状況を検証するために、社長直属の内部監査室を組織し、「内部監査規程」に基づき、内部監査を行い、その結果を社長に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)職務の執行に係る文章その他情報については、当社の社内規程に従い適切に保管及び管理(廃棄含む)を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。
- (2)職務の執行に係る文章その他情報について、取締役ならびに監査役が直ちに検索・閲覧可能な体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)コンプライアンス、環境保全、災害、品質等にかかるリスクについては、それぞれの対応部署にて必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付を行う体制を整備する。
- (2)使用人の法令・定款等に違反する行為に関して内部通報制度を構築する。
- (3)新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合は社長から全社に示達するとともに速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- (4)リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、取締役は速やかに取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1)取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定すると共に、業務の執行状況を監督する。
- (2)取締役会において、各業務の担当取締役を任命し、定期的(月次)に取締役会で各業務状況を報告する。
- (3)取締役を含む役員等で構成される経営会議を定期的(月次)に開催し、多面的に経営課題の検討・協議を行う。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、「アバールグループ行動憲章」及び「アバールグループ行動規範」を作成するとともに、使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。
- (2)担当取締役は、担当部署の関連規程・マニュアル等の実施状況を管理・監督し、使用人に対して時宜に応じた適切な研修体制を構築する。

6. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 企業集団として、共通の「行動憲章」及び「行動規範」を定め、コンプライアンス等の理念統一を保つ。
- (2) 半期ごとに当社の監査役ならびに当社の内部監査室による子会社の監査を実施する。また、子会社の内部監査室またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行う。
- (3) 子会社に損失の危険が発生した場合には、損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役会と十分協議のうえ、必要な人員を配置するものとする。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人の人事については、監査役会の同意を必要とする。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務しない。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告をすることとする。
- (2) 前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。

- ・ 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ・ 子会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
- ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・ 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- ・ 内部通報制度の運用状況及び通報の内容
- ・ リスクの実現化により重大な被害が予想される場合にその状況

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、監査役監査に必要な情報が検索可能及び報告される体制を構築する。さらに会計監査人ならびに内部監査室と連携して監査の実効性を確保する。

- (2) 必要な場合には、専門家(弁護士・公認会計士・税理士・コンサルタント等)との意思疎通を図れる体制を確保する。

(その整備状況)

当社グループは、役員及び従業員が、高い倫理観をもって行動ができるよう法令等遵守の基準を定めた“アバールグループ行動憲章・行動規範”を制定いたしました。また社長直属の内部監査室が主体となり内部監査チームによる各部の業務執行の有効性・効率性と財務報告の信頼性、関係法令への準拠性、資産の保全についての内部監査を実施するとともに、現在、業務規程を中心に各種社内規程の見直しを行っており、内部統制の観点より必要に応じて今後、さらに業務レベルの細則の作成を行ってまいります。なお、内部監査方針や計画に基づき内部監査を半期ごとに実施しております。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

買収防衛策を導入しておりませんので、該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、会社法に基づく「業務の適正を確保する体制」の整備を進めるとともに、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築を進めております。

現在、内部統制の基本となる業務規程を中心とした諸規程およびルールの見直し、監査人と連携した内部監査体制の再構築、内部統制の観点から財務諸表の信頼性に重点をおいた内部監査などを実施しております。

今後とも公開会社としてステークホルダーの皆様及び市場の信頼を得て、継続的な成長と発展を実現するためコーポレートガバナンスの一層の充実に向け積極的に取り組んでまいります。

【 参考資料：模式図 】

